



住所又は所在地(納税地) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名又は称 \_\_\_\_\_ 殿

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 相続税の \_\_\_\_\_ 年 月 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額	
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額		
加算税	①国税通則法に基づく計算	円 0,000	$\frac{\quad}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{\quad}{100}$	(D×E) 円	
	②①のうち国税通則法 第 条第2項に係る部分	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円	
	③①のうち国税通則法 第66条第4項に係る部分	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(D×E) 円	
	国外財産調 書又は財産 債務調書に 係る控除 又は加算	④5%控除額	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円
		⑤5%加算額	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円
		⑥10%加算額	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(D×E) 円
	⑦①から⑥の合計額 (①+②+③-④+⑤+⑥)			円				円
重加算税	⑧国税通則法に基づく計算	円 0,000	$\frac{\quad}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{\quad}{100}$	(D×E) 円	
	⑨⑧のうち国税通則法 第68条第4項に係る部分	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(D×E) 円	
	⑩⑧及び⑨の合計額 ( ⑧ + ⑨ )			円				円

3 この通知に係る処分の理由

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----